

併設介護予防短期入所生活介護事業運営規程

(事業目的)

第 1 条 社会福祉法人慶生会(以下「**国会**」という)が実施する介護老人福祉施設(以下「**事業所**」という)が行う併設短期入所生活介護事業(以下「**事業**」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員または看護職員、介護職員等の従業者(以下「**施設介護従業者**」という)が社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、利用者の意思及び人格を尊重し利用者の立場に立った適正な生活の場を提供することを目的とする。

(基本方針)

第 2 条 本事業の施設介護従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護等日常生活上必要な援助を行うことにより、利用者の心身の機能の維持ならびに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、ご家族との結びつきを重視し、関係市町村、その他保健・医療又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業運営)

第 3 条 法人は、この事業の運営を行い、指定短期入所生活介護事業の指定基準(以下「**指定基準**」という。)に基づく適切な事業を行う。

2 事業の提供にあたっては「指定短期入所生活介護事業の人員、設備及び運営に関する基準」を遵守して事業を行う。

(事業所の名称等)

第 4 条 名称及び所在地は次のとおりとする。

(1)名称 特別養護老人ホーム 称揚苑

(2)所在地 大阪府大阪市東成区深江北一丁目 14 番 8 号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 5 条 施設介護従業者として次の職員を置く

(1)管理者 1 名(指定基準1名)

事業所と従業者の管理及び業務管理を一元化に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し尊重すべき事項において指揮命令を行う。

(2)生活相談員 1.4名(指定基準1名)

利用者の相談や利用計画、日程プログラム等のサービス調整を行う。

(3)介護職員 45名(指定基準40名)

利用者の日常生活の全般的な援助を行う。

(4)看護職員 5名(指定基準3名)

利用者の健康管理、医療との連携支援を行う。

(5)管理栄養士 2.8名(指定基準1名)

栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事の献立を作成する。

(6)介護支援専門員 2名(指定基準2名)

- ・利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、自立した日常生活を営むことができるように支援する。
- ・利用者及びその家族の希望を考慮し、援助を行う他従業者と協議の上、施設サービス計画を作成する。

(7)機能訓練指導員 1.4名(指定基準1名)

- ・看護師、理学療法士により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活が潤滑に行える又はその減退を防止するための指導をいたします。

(定員)

第7条 1ユニット定員 10名 とする(予防給付含む)

(事業の内容)

第8条 内容は次のとおりとする。

- (1)利用者の自立支援及び日常生活の充実に資するよう、心身の状況に応じた適切な技術で介護する。
- (2)利用者が清潔に保たれるために、一週間に二回以上入浴又は清拭を実施する。
- (3)利用者の心身の状況に応じた方法により排泄自立に必要な介助を行う。おむつを使用せざるを得ない入所者には適切な方法・時期に取り替える。
- (4)その他離床・整容などの介護を適切に実施する。
- (5)食事の提供は、栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮したもので、適切な時間に、可能な限り離床して食堂で行う。
- (6)利用者及び家族の相談に応じ、必要な助言その他の援助を行う。
- (7)教養娯楽設備を備え、レクリエーション行事を行う。
- (8)利用者の健康状態を常に把握し、適切な処置を行う。

(9) 送迎地域は大阪市東成区、中央区、城東区、鶴見区、生野区、天王寺区、阿倍野区、東住吉区、平野区、東大阪市で実施する。

(併設短期入所生活介護事業の費用)

第9条 併設短期入所生活介護事業を利用した場合利用料の額は、厚生大臣が定める基準(告示上の報酬額)によるものとし、当該併設短期入所生活介護事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割～3割の支払いを受けるものとする。(消費税非課税)

2 法定代理受領以外の利用料については、厚生大臣が定める基準(告示上の報酬額)の額とする。

3 併設短期入所生活介護事業は、前2項の支払を受ける額その他、次の各号掲げる費用額の支払を利用者から受けることができる。

・ 介護保険給付の支給対象外の施設介護サービス(消費税込み)

4 前項の費用に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、その同意を文書により確認するものとする。

※ 別紙 利用料金表(短期) 参照のこと

経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することあり。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う事前に説明する。

(衛生管理)

第10条 利用者の使用する施設、食器その他設備及び飲用に供する水については衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じる。

2 当該事業所において感染症が発生し、又蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努める。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会

(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上

開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための

研修及び訓練を定期的実施する。

(掲示)

第11条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他のサービス選択に必要な重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第12条 施設介護従業者、退職者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の

秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じる。

- サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとする。

(苦情処理)

- 第 13 条 提供した事業に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

特別養護老人ホーム称揚苑 【苦情受付担当者】 施設チーフ 奥田佳奈 塩川孝太郎(管理本部) 【解決責任者】 施設長 海野真志	大阪市東成区深江北一丁目 14 番 8 号 TEL 06-6977-8880
大阪市健康福祉局高齢者施策部 介護保険課	大阪市中央区船場中央 3 丁目 1 番 7 号 331 TEL 06-6241-6310

- 提供した事業に関し、市町村が求める文書等の提出、提示や当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力する。又、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 提供した事業に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(記録の整備)

- 第 14 条 設備、備品、従業者及び会計に関する諸記録を整備する。

- 利用者に対する事業の提供に関する諸記録を整備し、サービス提供日から 5 年間保存する。

(緊急時等における対応方法)

- 第 15 条 施設介護従業者は、現に事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

- 第 16 条 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族及び担当居宅支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償の範囲において速やかに行う。

(非常災害対策、業務継続計画の策定等)

- 第 17 条 非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、

救出その他必要な訓練を行う。

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携など)

第 18 条 事業所は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行ない地域との交流を深める。

(従業者の質の向上)

第 19 条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を適宜設け、また、業務体制を整備する。

(身体拘束の制限について)

第 20 条 基本的に身体拘束はしないが、次にあげる 3 点を全て満たしている場合は緊急やむを得ず、身元引受人の了承を得たうえで、最小限度の身体拘束を行うこともある。

(1) 本人または他の入所者・利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合

(2) 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない場合

(3) 身体拘束その他の行動制限が一時的である場合

2 実施時には身元引受人に説明し同意を受ける

3 最長 3 カ月ごとに一度の見直しを図り、削減に努める

また事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(高齢者虐待防止について)

第 21 条 称揚苑では利用者の人権の擁護・虐待防止等のために、下記のとおり必要な措置を講じる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(附則)

この規程は平成 28 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は令和 3 年 10 月 1 日改定

この規定は令和4年 8 月1日改定

この規定は令和 5 年 6 月1日改定

この規定は令和 6 年 4 月 1 日改定

この規定は令和 6 年 8 月 1 日改定